

財務省告示第四十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十九年一月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年二月九日  
 財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第六十二 回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額	額面金額で四千四百四十八億円
六	払込金額	四千百四十九億二千四百四十四 万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行価格	平成十九年一月三十日 額面金額百円につき百円三銭

十一

の経利  
払過  
込み子率

年一・三パーセント  
日本郵政公社総裁は、払込金額  
に加え、次の算式により算出し  
た金額を第十八号に規定する期  
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三

初期利子

平成十九年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二  
期の  
利息

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
金額  
限度

平成二十三年十二月二十日  
額面金額百円につき百円

十七

払込  
場所

日本銀行  
平成十九年一月三十日

十八

払込  
期日